

地域包括支援センターに関する基準の条例化について

1 パブリックコメントの結果

- (1) ご意見募集期間 : 平成26年11月10日（月）から平成26年12月9日（火）まで
 (2) ご意見の提出方法 : 郵送、ファックス、電子メール
 (3) ご意見の募集結果 : 5件

2 ご意見の内容と本市の考え方

(1) 介護予防支援に関する基準について

	意見内容	仙台市の考え方
1	<p>包括的支援事業に従事する職員（いわゆる三職種）が担当できる介護予防支援業務の件数に上限を設けることにより本来行うべき包括的支援事業を効果的に行えるものとする。</p> <p>三職種が新たに設ける上限を超えて介護予防支援業務を行う際には、居宅介護支援事業所への委託か当該地域包括支援センター内で三職種以外に介護支援専門員等を配置して対応を行うことが考えられるが、新たに介護支援専門員を配置する場合、委託費について体制整備加算を常勤で配置できるための十分な金額にするなど整備を行ってほしい。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に加え、介護予防支援事業の円滑な実施のためにも、地域包括支援センターの体制強化が必要であると考えており、検討を行ってまいります。</p>

(2) 地域包括支援センターの人員等に関する基準について

	意見内容	仙台市の考え方
1	<p>来年度より実施予定の地域包括ケアシステムによりさらなる業務加重が予想される。現人員では運営に支障を来すことも予想されるので、適正人員確保のための増員分の委託料の検討をお願いする。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの体制強化が必要と考えており、検討を行ってまいります。</p>
2	<p>①6000人以上に2000人に1名増員という新基準については、地域包括業務の多様化、複雑化、専門性が高くなっている今日、一様な基準では組織運営が難しいという見解を持つ。また、②ケアプラン担当件数によつての増員基準は必要である。</p>	<p>現行の国基準においても、客観的な基準となるよう第一号被保険者数に基づき配置職員数を定めており、本市の独自基準についても、同様に第一号被保険者数に基づいて定めてまいります。</p>

	<p>地域包括ケアシステムの推進が求められる中、地域包括支援センターが担う役割は大きなものがあると考えている。</p>	
3	<p>地域包括支援センターは相談件数が溢れているので、新たな基準を設けることは職員の資質向上のためにも良いと思う。</p>	<p>高齢者の身近な相談窓口として地域包括支援センターが引き続き役割を果たせるよう努めてまいります。</p>
4	<p>独自基準案の、担当する区域における数がおおむね6,000人以上となる場合は、その超える部分についておおむね2,000人までごとに、1人を追加することには、大いに賛成する。</p> <p>しかしながら、今後は認知症高齢者の増加が大幅に見込まれることから、地域の最初の窓口である地域包括支援センターには、認知症に詳しい職員が必要であると考えている。</p> <p>認知症介護指導者、認知症介護実践リーダー、認知症介護実践者、認知症地域支援推進員などの研修受講を義務付け、委託費の増額や加算などの考慮も必要かと思う。</p> <p>事後対応で事案が複雑になる前に、事前の対策を行うことで、本人・家族にとっては質の担保に繋がり、行政にとってはコスト削減に繋がると思うので、仙台市独自の施策の検討をお願いする。</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターの体制強化が必要と考えており、検討を行ってまいります。</p>

3 方針

以上により、本市における基準の条例化については、本委員会に提案したとおり独自基準を設定し、その他は現行の国基準のとおりとする。